

『被害防止ネット』ニュース

平成19年 3月 7日

No.5号

〔事務局〕 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)
FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

消費者被害防止ネットワーク 高齢者分科会を開催

平成19年2月23日、小樽市分庁舎内（色内）において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の高齢者分科会が行われました。

議事進行は、廣田分科会委員長が議長となり、以下のとおり議題に沿って進められました。

【緊急情報が発信された経過について…】

1月17日付けでネットワーク事務局から高齢者分科会加盟団体に緊急情報が発信されましたが、その経過は次のとおりです。

『介護サービスを利用している女性宅に、ヘルパーを名乗る人物から「集金に伺いたい」という電話があり、「介護費用の集金か？」と聞いたところ途中で切られた』～という内容の情報が昨年12月に介護事業者を通して消費者センターに寄せられました。

これを受け、ネットワーク事務局では、介護関係者を装った新たな詐欺の可能性もあることから、この情報を緊急情報として高齢者分科会の

各加盟団体に周知をお願いしたものです。

【加盟団体内部への情報伝達のあり方は…】

発信された緊急情報が、その後加盟団体内部にどのように伝達され、どう処理されていったかについて、各団体より発表がなされました。

「情報は団体内の事務局が受けてから各事業所に伝え、事業所ごとで現場への周知を図っている」「事業所間で連携し情報共有化に努めている」「現場での意見交換会で情報を取り上げ対応策を検討している」「団体の規模が大きいため、役員会を通して各現場への情報周知をお願いしているが、会合が月に1回程度なのでやや間隔が空くこともある」「団体独自の広報誌を活用すれば情報伝達はより効果的である」など、それぞれの立場から多くの意見が交わされました。



各団体から

今回出席した（社）小樽銀行協会、北後志特定郵便局長業務推進連絡会、地域包括支援センター、小樽警察署等からは消費者を取り巻く現状や被害実態などについて以下の報告・意見がありました。

◎ 今年1月から、金融機関の窓口・ATMで10万円を超える現金での振込みができなくなり、窓口では本人確認が必要となったため、

振り込み詐欺の防止に効果が上がっている。

◎ 窓口で現金を振り込むお客様の様子には普段から注意を払っており、不審な場合には専門の担当者が事情を聞いて対応している。

◎ 最近道内では、「復讐代行業」を名乗る業者から「ある方より貴方への復讐を依頼された」などと不安を煽るような内容の郵便物を送付されるケースが報告されているが、この種の

ものは架空請求詐欺などにつながる恐れがあるため、絶対に連絡をせず、無視するといった対処法をとることが肝要である。

- ◎ 高齢者を狙う悪質な布団の訪問販売業者は依然として後を絶たず、「ダニがついて使えない」「古くて交換が必要」などと言葉巧みに布団を売りつけようとするので、玄関先で必要のないものはきっぱり断ることが大事である。
- ◎ 独り暮らしで周囲と関わりのない高齢者は被害に遭いやすいので、町会や福祉の関係機関などが連携し、社会的に孤立させないこと

が被害の未然防止につながる。

など、多くの報告や意見が出されました。

また、消費者センターからは、最近の注意すべき事例について、次のような報告がありました。

◆水道工事は市の指定業者で…◆

1月に市水道局の指定を受けていない業者が高齢者宅を訪問し、点検の後、高圧水流による水道管の洗浄を行い、その後、さらに管の取替えも必要と言って工事を施工した。

このように、洗浄後に行った管の取替えなどの水道工事は指定外業者では扱えないことになっていきます。工事の際は指定業者の確認をしましょう。

◎催眠商法(SF商法)にご注意ください!!

2月20日、産業会館からオーセントホテルにかけての路上で、市内に住む65歳の女性が、若い男性に声をかけられ抽選券を引いたところ「1等に当選しました」「賞品を差し上げますので一緒に来てください」と言われ、旧丸井裏の会館に付いて行くと会場内には4~5人の男性がいて、衣類などの賞品を渡された後「この布団は有名女優も使っている大変良い商品です」などと2時間以上にわたって「遠赤外線による電位治療器付きの布団セット」を勧められ、結局50万4千円の高額な契約をさせられて支払いをしたという事例がありました。



このケースは、その後、契約を後悔した女性が消費者センターを訪れて相談員のアドバイスを受け、契約後8日以内に解約可能な「クーリングオフ」の手続きを行い、民生委員立会いのもと商品を業者に返品し、支払った代金を全額返金してもらうことができました。

今回の事例のように、「くじに当たった」「新商品を紹介します」と言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配り、得をした気分させてから、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、冷静に判断ができなくなるほどの高揚した心理状態に導いたところで、最後に高額な商品を持ってSF商法とも呼ばれています。街頭での声かけや勧誘には十分注意しましょう。

◎啓発用貸出しビデオのご利用を

消費者協会では、各種消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。消費者啓発の行事などの際ぜひご利用ください。 ■申し込み・問い合わせ=消費者協会 Tel: 31-3682

◎「出前講座」の活用を

消費者協会では、市内の各種団体からの依頼に応じて消費生活相談員を派遣し、最近の消費者被害などについて講演を行う「出前講座」を実施しています。相談員の派遣は無料ですので、各団体の被害防止の取り組みにご活用ください。 ■申し込み・問い合わせ=消費者協会 Tel: 31-3682

【被害防止ネット事務局からのお願い】

ネットワークでは、事務局から緊急情報を流したり逆に皆さんから情報をいただいたり、双方向の情報交換を行っていきたく考えています。

被害報告や参考になる情報などありましたら、事務局への提供をお願いします。いただいた情報

は共有できるよう他の団体にも配信します。

情報交換はパソコンメールかファックスを利用します。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。



E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

Fax ; 22-1345